

ID: 3004

担当部署: 上下水道課

処分の概要	布設の確認		
例規名 根拠条項	栃木県小規模水道条例 第3条		
例規番号	昭和38年栃木県条例第30号		
<b>【基準】</b> 第3条の規定による。 (布設の確認) 第3条 小規模水道の布設をしようとする者は、知事の確認を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日